

議案第79号

さぬき市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の制定について

さぬき市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、さぬき市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 さぬき市農業委員会の委員の定数は、18人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 さぬき市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、28人とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月20日から施行する。

(さぬき市農業委員会委員の定数等に関する条例の廃止)

2 さぬき市農業委員会委員の定数等に関する条例（平成14年さぬき市条例第204号）は、廃止する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中第7項を第9項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 第1項に規定する報酬については、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）」を「一般職の職員」に改め、同項を第3項とし、同条第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

時間額で定める報酬は、その月分を翌月のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の給料の支給日に支給する。

別表農業委員会の部を次のように改める。

農業委員会	会長	基本給 月額 31,500円
		能率給 時間額 1,000円
	会長職務代理者	基本給 月額 24,500円
		能率給 時間額 1,000円
	委員	基本給 月額 21,000円
		能率給 時間額 1,000円
	農地利用最適化推進委員	基本給 月額 16,000円
		能率給 時間額 1,000円

別表備考を同表備考第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 農業委員会の会長、会長職務代理者、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬のうち、能率給は、農地等の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等に係る現場活動を実施した時間に応じて支給する。

議案第80号

さぬき市コミュニティ放送条例の一部改正について

さぬき市コミュニティ放送条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市コミュニティ放送条例の一部を改正する条例

さぬき市コミュニティ放送条例（平成26年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「さぬき市寒川町石田東甲931番地」を「さぬき市大川町富田中2098番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月16日から施行する。

議案第 81 号

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例（平成14年さぬき市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「別表第3に掲げる等級別基準職務表」を「各給料表ごとに等級別基準職務表（別表第3）」に、「掲げる職務」を「定める基準となる職務」に、「ものとして規則で定める職務」を「職務で規則で定めるもの」に改める。

第5条第2項中「かつ、」の次に「等級別基準職務表及び」を加える。

第27条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	

31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		

67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	409,700
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	410,000
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	410,200
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	410,400
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	410,700
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	411,000
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	411,200
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	411,400
94		294,000	341,800	380,700	392,500	411,700
95		294,400	342,300	381,100	392,800	412,000
96		294,800	342,700	381,500	393,000	
97		295,000	342,800	381,800	393,200	
98		295,300	343,300	382,300	393,500	
99		295,700	343,700	382,700	393,800	
100		296,100	344,000	383,100	394,000	
101		296,300	344,300	383,400	394,200	
102		296,600	344,700	383,900	394,500	

	103		297,000	345,100	384,300	394,800			
	104		297,300	345,500	384,700	395,000			
	105		297,500	346,000	385,000	395,200			
	106		297,800	346,400	385,500	395,500			
	107		298,200	346,800	385,900	395,800			
	108		298,500	347,200	386,300	396,000			
	109		298,700	347,700	386,600	396,200			
	110		299,100	348,100	387,100	396,500			
	111		299,500	348,400	387,500	396,800			
	112		299,800	348,700	387,900	397,000			
	113		299,900	349,200	388,200	397,200			
	114		300,200		388,700	397,500			
	115		300,500		389,100	397,800			
	116		300,900		389,500				
	117		301,100		389,800				
	118		301,300		390,300				
	119		301,600		390,700				
	120		301,900		391,100				
	121		302,300		391,400				
	122		302,500		391,900				
	123		302,800		392,300				
	124		303,100						
	125		303,400						
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第34条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用	1	245,200	330,500	395,500	470,600
職員以 外の職 員	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400

30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800

	66		468,700	520,600	
	67		469,400	521,300	
	68		470,100	522,200	
	69		470,500	523,100	
	70		471,200	523,900	
	71		471,900	524,800	
	72		472,600	525,700	
	73		473,000	526,500	
	74		473,600	527,400	
	75		474,300	528,300	
	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	

32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	

68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600
86		288,700	324,600	345,500	
87		288,900	324,800	345,800	
88		289,100	325,200	346,100	
89		289,500	325,600	346,500	
90		289,700	326,000	346,800	
91		289,900	326,400	347,200	
92		290,100	326,800	347,500	
93		290,500	327,100	347,900	
94		290,700	327,300	348,200	
95		290,900	327,700	348,500	
96		291,200	328,000	348,800	
97		291,600	328,200	349,100	
98		291,900	328,500	349,500	
99		292,100	328,800	349,900	
100		292,400	329,100	350,300	
101		292,700	329,300	350,800	
102		292,900	329,600	351,200	
103		293,100	330,000	351,600	

	104		293,400	330,200	352,000		
	105		293,700	330,300	352,500		
	106			330,600			
	107			331,000			
	108			331,200			
	109			331,400			
	110			331,800			
	111			332,200			
	112			332,600			
	113			332,800			
再任用 職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400

18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100

54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400	
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800	
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100	

90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		

126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			
137	300,100	330,900			
138	300,400	331,300			
139	300,800	331,700			
140	301,100	332,100			
141	301,300	332,400			
142	301,700	332,800			
143	302,100	333,100			
144	302,400	333,500			
145	302,500	333,800			
146	302,800	334,200			
147	303,100	334,600			
148	303,500	335,000			
149	303,700	335,300			
150	303,900	335,700			
151	304,200	336,100			
152	304,500	336,500			
153	304,900	336,800			
154	305,100				
155	305,300				
156	305,600				
157	305,900				
158	306,200				
159	306,500				
160	306,800				
161	307,200				

	162	307,500					
	163	307,800					
	164	308,100					
	165	308,500					
	166	308,800					
	167	309,100					
	168	309,400					
	169	309,800					
再任用 職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400

備考 この表は、病院等に勤務する助産師、看護師、准看護師等で規則で定めるものに適用する。

第2条 さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第27条第2項第1号、同項第2号、別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定 平成28年12月28日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定による改正後のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成28年4月1日から、改正後の条例第27条第2項第1号及び同項第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさぬき市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（さぬき市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年さぬき市条例第14号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項まで及びさぬき市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年さぬき市条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第5項から第7項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の条例の規定による給与（平成18年改正条例附則第6項から第8項まで及び平成27年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 82 号

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条
第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成
14年さぬき市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 さぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の
170」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成28年12月28日
から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のさぬき市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定は、平成
28年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のさぬき市議会議員の
議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 83 号

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（平成14年さぬき市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の160」を「100分の170」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に、「5箇月」を「5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改める。

第2条 さぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第6条第2項各号列記以外の部分の改正規定（「100分の160」を「100分の170」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定
平成28年12月28日

(2) 第2条の規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のさぬき市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 84 号

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成22年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「100分の160」を「100分の170」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「5箇月」を「5か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同項第3号中「3箇月」を「3か月」に、「5箇月」を「5か月」に改め、同項第4号中「3箇月」を「3か月」に改め、同条第4項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第2条 さぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第6条第2項各号列記以外の部分の改正規定（「100分の160」を「100分の170」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第3項の規定 平成28年12月28日
 - (2) 第2条の規定 平成29年4月1日
- 2 第1条の規定（前項第1号に掲げる改正規定に限る。）による改正後のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前のさぬき市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 85 号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例（平成25年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出し、同条及び第4条を削る。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第 86 号

さぬき市奨学金条例の一部改正について

さぬき市奨学金条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市奨学金条例の一部を改正する条例

さぬき市奨学金条例（平成14年さぬき市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、奨学生選考」を「に奨学生選考」に、「委員会を開き志願者」を「の会議を開き、志願者」に改め、「し市長に報告」を削る。

第4条の見出しを「（奨学金の額及び貸付期間）」に改め、同条中「別表の」を「次の各号に掲げる学校等の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校及び高等専門学校 月額15,000円
- (2) 法第1条に規定する大学（法第91条に規定する専攻科及び別科並びに法第97条に規定する大学院を除く。）及び法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。） 月額37,000円

第4条に次の1項を加える。

2 奨学金を貸し付ける期間は、奨学生が在学する学校等における正規の修業年限以内とする。

第5条中「その前日」を「、その前日」に、「又はその保護者へ」を「に」に改め、同条ただし書中「市長が特に必要と認める場合は、入学年度の4月」を「奨学生が入学した年度」に、「半年」を「規則で定めるところにより、半期」に改める。

第6条中「は、次」を「が次」に改め、同条第1号中「進学のためやむを得ない場合を除き、他の市町村に転出」を「死亡」に改め、同条第3号中「死亡、休学又は」を削り、「貸付けの」を「貸付けを受ける」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 保護者が、他の市町村に転出したとき。

第7条第1項中「原則として卒業後」を「、卒業後」に、「2年を加えた」を「3を乗じて得た」に、「月賦、半年賦又は年賦払い」を「、月賦支払、半年賦支払又は年賦支払」に改め、同条第2項中「奨学生の希望により前項」を「同項」に、「一時」を「規則で定めるところにより、一時」に改め、同条第3項中「無利子」を「、無利子」に改め、同条第4項中「（貸付けを停止された者は除く。）」を削り、「最終の奨学金を受領した後1箇月以内に、又は貸付けを停止された者はその通知を受けた日から2週間以内に、既に貸付けを受けた奨学金の金額の返還計画を明記した奨学金返還誓約書を市長に」を「奨学金の貸付期間を満了したとき又は貸付けを停止されたときは、規則で定めるところにより、奨学金返還誓約書を」に改める。

第8条の見出し中「免除、減免」を「減額、免除」に改め、同条第1項中「が在学中又は卒業後」を「又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に」に改め、同条第2項中「病気又は災害その他やむを得ない理由のため返還の困難な者」を「奨学生であ

った者が災害又は傷病その他の規則で定める事由により奨学金の返還が困難と認められるとき」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第5条及び第6条の改正規定、第7条第1項の改正規定（「原則として卒業後」を「、卒業後」に、「月賦、半年賦又は年賦払い」を「、月賦支払、半年賦支払又は年賦支払」に改める部分に限る。）並びに同条第2項及び第3項並びに第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

さぬき市保育所条例の一部改正について

さぬき市保育所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市保育所条例の一部を改正する条例

さぬき市保育所条例（平成14年さぬき市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 88 号

さぬき市敬老祝金支給条例の一部改正について

さぬき市敬老祝金支給条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

さぬき市敬老祝金支給条例（平成17年さぬき市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「5,000円」を「2,500円」に、同条第2号中「10,000円」を「5,000円」に、同条第3号中「15,000円」を「7,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 89 号

さぬき市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく
準則を定める条例の一部改正について

さぬき市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

さぬき市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年さぬき市条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

さぬき市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第90号

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する
条例の一部改正について

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を別紙
のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関する条例（平成14年さぬき市条例第197号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「第19条第2項」に、「第23条」を「第23条第1項の規定」に改める。

第3条ただし書を削り、同条第1号中「又は勤務」を「勤務し又は通学」に改め、同条第2号中「65歳未満の者」を「の者（高等学校の生徒又はこれに準ずるものを除く。）」に改める。

第4条第3号中「第6条」を「第7条」に改める。

第5条の見出しを「（分限等）」に改め、同条第1項中「その意に反して」を「市長の承認を得て」に改める。

第14条第2項中「別に定める」を「香川縣市町総合事務組合消防団員退職報償金支給条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第7号）の定めるところによる」に改め、同条を第15条とする。

第13条第2項中「別に定める」を「香川縣市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成16年香川縣市町総合事務組合条例第6号）の定めるところによる」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「水火災」を「水害、火災」に改め、同条第3項中「報酬及び」を削り、「別に」を「市長が別に」に改め、同条を第13条とする。

第11条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 報酬の支払方法については、市長が別に定める。

第10条を第11条とする。

第9条中「ならない」の次に「。その職を退いた後も、同様とする」を加え、同条を第10条とする。

第8条を第9条とする。

第7条ただし書中「水火災」を「水害、火災」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（定年）

第6条 団員の定年は、年齢70年とする。

2 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、団長及び副団長が任期の途中で定年に達したときは、当該団員の任期満了の日に退職するものとする。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、消防団員の定員の管理、任免、給与、服務等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

別表第2中「第12条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び香川縣市町総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議のうえ、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合を脱退せしめ、別紙のとおり香川縣市町総合事務組合同規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

香川縣市町総合事務組合理約の一部を変更する規約

香川縣市町総合事務組合理約(平成16年香川県知事許可16自振第18114号)の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2及び別表第3中「三豊総合病院企業団 三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

議案第92号

香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分を、関係地方公共団体と協議のうえ、次のとおり定めることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

平成29年3月31日をもって香川縣市町総合事務組合負担金条例(平成16年香川縣市町総合事務組合条例第14号。以下「負担金条例」という。)第13条及び第15条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することとなる場合においては、負担金条例第13条及び第15条の規定により計算した額を、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例(平成16年香川縣市町総合事務組合条例第13号)第5条第2号の規定により退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うものとする。

議案第93号

さぬき市ワイン加工施設外1施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市ワイン加工施設外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市ワイン加工施設、さぬき市物産センター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

議案第94号

寒川老人福祉センター外1施設の指定管理者の指定について

次のとおり寒川老人福祉センター外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
寒川老人福祉センター、さぬき市春日ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第95号

さぬき市農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市農林漁業体験実習館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市農林漁業体験実習館
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第96号

さぬき市健康生きがい施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市健康生きがい施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市健康生きがい施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市SA公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1
- 3 指定の期間
平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

議案第97号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

さぬき市長 大山茂樹

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	かわにし とうせん 川西 1 号線	さぬき市鴨庄 字小池 2579 番 3 地先	さぬき市鴨庄 字小池 2579 番 4 地先	22.0	5.2
2	すえこうぎょうだんち 末工業団地 とうしせん 1 号支線	さぬき市末 字西内間 1236 番 22 地先	さぬき市末 字西内間 1236 番 24 地先	96.4	8.0~19.5
3	すえこうぎょうだんち 末工業団地 とうしせん 2 号支線	さぬき市末 字西内間 1236 番 28 地先	さぬき市末 字西内間 1236 番 38 地先	235.3	5.0~15.2
4	すえこうぎょうだんち 末工業団地 とうしせん 3 号支線	さぬき市末 字東内間 371 番 7 地先	さぬき市末 字東内間 371 番 7 地先	97.9	8.0
5	なかぐみじゅうたく とうせん 中組住宅 1 号線	さぬき市造田是弘 字西内間 802 番 27 地先	さぬき市造田是弘 字西内間 802 番 16 地先	60.0	2.5~3.0
6	なかぐみじゅうたく とうせん 中組住宅 2 号線	さぬき市造田是弘 字西内間 802 番 27 地先	さぬき市造田是弘 字西内間 802 番 24 地先	50.0	2.6~4.3